

二宮町地域公共交通活性化協議会会議傍聴要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この要領は、二宮町地域公共交通活性化協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴席）

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、協議会の開催の都度、協議会の協議会の事務局である二宮町政策部企画政策課が会議室の収容人数等を考慮して定める。

（傍聴申込方法）

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止）

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、録画又は録音をしてはならない。

（秩序の維持）

第7条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は協議会の事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は協議会の事務局である事務局の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。